

相続税の申告書作成など低価格一律料金で提供

三輪厚二税理士事務所

全国対応可能



三輪厚二税理士事務所
(大阪府大阪市)
三輪厚二所長

三輪厚二税理士事務所（大阪府大阪市）は今月1日より施行された相続税改正により、新たに相続税の申告が必要となる人を対象に申告書作成などを一律価格で提供するプランを開始した。

同所は「SKTプラン（平成27年相続税改正対応プラン）」と名付け、相続税申告書や遺産分割協議書の作成、遺産分割シミュレーションなどを一律で行うという。

料金は財産の額に応じて、3パターン設けてい

る。相続遺産が5000

万円以下の場合、14万8

000円（税込み）。5

000万超7000万円

以下の場合には16万800

0円（税込み）、700

0万超1億円以下の場合

は19万8000円（税込

み）となる。対象は相続

遺産が1億円までで、不

動産が自宅1カ所のみ所

有している場合。ただし、

宅地などは小規模宅地な

どの減額前の評価額にな

るとか、自社株がある人

は適用できないなどの条

件がある。三輪厚二代表

は「料金を明確にするこ

とで安心していただける

と思います。全国対応し、

サービスを提供したい」と

語った。